

所得制限について

1 所得制限の限度額

(単位 円)

扶養親族等の数	所得額	
	本人	配偶者及び扶養義務者
0	3,661,000	6,287,000
1	4,041,000	6,536,000
2	4,421,000	6,749,000
3	4,801,000	6,962,000
4	5,181,000	7,175,000
5	5,561,000	7,388,000

(注) 扶養親族の数により限度額が変わります。

2 所得制限限度額に加算される場合

(1) 受給者本人について

- ・扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき380,000円を加算。
- ・老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人につき100,000円を加算。
- ・特定扶養親族がある場合は、1人につき250,000円を加算。

(2) 配偶者・扶養義務者について

- ・扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき213,000円を加算。
- ・老人扶養親族がある場合は、1人につき60,000円を加算。(ただし、老人扶養親族のみのときは、1人分を除き加算。)

3 所得額から差し引かれる控除額

- (1) 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除 → 控除相当額
- (2) 配偶者特別控除 → 控除相当額
- (3) 社会保険料控除 (受給資格者の場合) → 控除相当額
(扶養義務者の場合) → 8万円
- (4) 障害者控除 (本人除く) → 27万円
- (5) 特別障害者控除 (本人除く) → 40万円
- (6) 寡婦控除、勤労学生控除 → 27万円
- (7) ひとり親控除 → 35万円
- (8) 肉用牛の売却による事業所得 → 免除に係る所得額